

## 根拠法令及び関係条項について

### ○生産緑地法第10条の2第1項より抜粋

(特定生産緑地の指定)

第10条の2 市町村長は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。

### ○生産緑地法第3条第1項より抜粋

(生産緑地地区に関する都市計画)

第3条 市街化区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化区域をいう。)内にある農地等で、次に掲げる条件に該当する一団のものの区域については、都市計画に生産緑地地区を定めることができる。

- 一 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。
- 二 五百平方メートル以上の規模の区域であること。
- 三 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

### ○小田原市生産緑地地区追加指定基準(平成8年8月12日) 1追加指定要件より抜粋

#### 1 追加指定要件

現在耕作されており、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当する農地等について指定できるものとする。

- (1) 500平方メートル以上の規模の区域であり、公共施設整備計画等において、将来公共施設等の整備が予定されている区域の一団の農地等であること。
- (2) 新たに指定することにより、既存の2以上の生産緑地地区の一体化が図られるもの等、一団の農地等で良好な都市環境の形成を図るうえで必要と認められるものであること。
- (3) 新たに指定することにより、既存の生産緑地地区の整形化が図られるもの等、一団の農地等で良好な都市環境の形成を図るうえで必要と認められるものであること。
- (4) 500平方メートル以上の規模の区域であり、街区公園に準じる緑地効果が期待できる一団の農地等であること。